

奈良工業高等専門学校グローバル工学協働教育プログラム履修規程

平成31年 2月13日制定

令和 3年10月14日改正

(趣旨)

第1条 この規程は奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるグローバル工学協働教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の履修について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本教育プログラムは、国籍、人種、言語、性別などの違いに関係なく人々と自由に意思疎通して信頼関係を築きながら活躍できるグローバル・プロフェッショナルリーダーの育成を目的とする。

(プログラム構成)

第3条 本教育プログラムは、本科を対象とするグローバル工学協働教育ベーシックプログラム（以下「ベーシックプログラム」という。）と専攻科を対象とするグローバル工学協働教育アドバンスプログラム（以下「アドバンスプログラム」という。）で構成される。

(授業科目及び単位)

第4条 本教育プログラムの授業科目及び単位は、学則別表第6のとおりとする。

(履修対象期間)

第5条 本教育プログラムの履修対象期間は、ベーシックプログラムについては本科第1学年から本科第5学年の間、アドバンスプログラムについては専攻科第1学年から専攻科第2学年までの間とする。

(履修対象者)

第6条 本教育プログラムの履修対象者は、ベーシックプログラムにおいては、グローバル教育センター運営委員会によって選考された学生とし、アドバンスプログラムにおいては、本教育プログラムの修了に必要な科目を履修申請した学生とする。

(履修の届出)

第7条 前条の学生が本教育プログラムの授業科目を履修するためには、次の各号の手続きを行わなければならない。

- 一 ベーシックプログラムにおいては、あらかじめ所定の届書をグローバル教育センター長に提出すること
- 二 アドバンスプログラムにおいては、奈良工業高等専門学校学則別表第6に定める科目の履修申請を奈良工業高等専門学校専攻科履修規程第3条に定める方法で行うこと

(単位の認定)

第8条 本教育プログラムの各科目において、目標に到達していると判断される場合、ベーシックプログラムにおいては「認定」の評語を与え単位を認定し、アドバンスプログラ

ムにおいては100点法により評価した後、海外インターンシップ以外は次の評語の区分により評定し、その科目の単位を認定し、海外インターンシップは次の評語の区分により「S・A・B・C」の評語を与え単位を認定する。

| | | | | |
|----|--------|-------|-------|-------|
| 評点 | 100～90 | 89～80 | 79～70 | 69～60 |
| 評語 | S | A | B | C |
| | 認定 | | | |

(プログラムの履修継続条件)

第9条 本教育プログラムの履修継続条件は、ベーシックプログラムにおいては、選択科目を含む正課科目の学年成績の総平均点が70点以上であることとする。学年成績の総平均点が70点未満の場合には、次年度のプログラムを履修できない。ただし、次年度以降に学年成績の総平均点が70点以上となった場合は、所定の履修再開希望届をグローバル教育センター長に提出することで、その翌年度から本プログラムの履修再開が可能となる。

(教育プログラム修了要件)

第10条 本教育プログラムの修了要件は、次の各号を満たすものとし、修了者には教育プログラム修了証書を授与する。

- 一 ベーシックプログラム履修生においては、ベーシックプログラムで定める全ての科目の単位を修得し、かつ正課科目について本科第1学年から本科第5学年までのグローバル教育プログラム評価指数の平均値が2.3以上であること
- 二 アドバンストプログラム履修生においては、アドバンストプログラムで定める全ての科目の単位を修得し、かつ専攻科第1学年から専攻科第2学年までの専攻科全履修科目のGPAが3.0以上であること

(グローバル教育プログラム評価指数)

第11条 前条第一号に掲げるグローバル教育プログラム評価指数とは、当該年度において履修した各授業科目の成績に係るグローバル教育プログラム評価ポイントに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を、履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。ただし、小数点第3位は四捨五入するものとする。

2 当該年度に履修した授業科目の成績評価に対して、次のとおりグローバル教育プログラム評価ポイントを付与する。

| | | | | |
|------------------------|--------|-------|-------|------|
| 成績評定 | 優 | 良 | 可 | 不可 |
| 学年成績評点 | 100～80 | 79～65 | 64～60 | 59～0 |
| グローバル教育プログラム 評価ポイント | 3 | 2 | 1 | 0 |

(教育プログラムの修了の認定)

第12条 本教育プログラムの修了の認定をしようとするときは、グローバル教育センター運営委員会において必要な資料を整えるものとする。

2 前項の資料に基づき運営会議の議を経て、校長が認定の可否を決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月13日から施行し、平成30年度以降に入学した教育プログラム履修対象者から適用する。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。